

固定資産税・都市計画税
平成21年度は

評価替えの年です

- 土地の価格は、基準年度（3年ごと）に評価替えを行い、価格を決定します。
- 第2・第3年度の価格は、地価の下落がない場合、原則として基準年度の価格が据え置かれます。
- 今年度（平成21年度）は、評価替えを行う基準年度にあたります。

土地の価格は、基準年度の前年度1月1日時点（価格調査基準日※）の地価公示価格等の7割を目途に評価をします。

※ 土地の評価替えにあたって、価格を把握するための基準日をいいます。固定資産評価基準に基づいて、基準年度の前年の1月1日に設定されています。

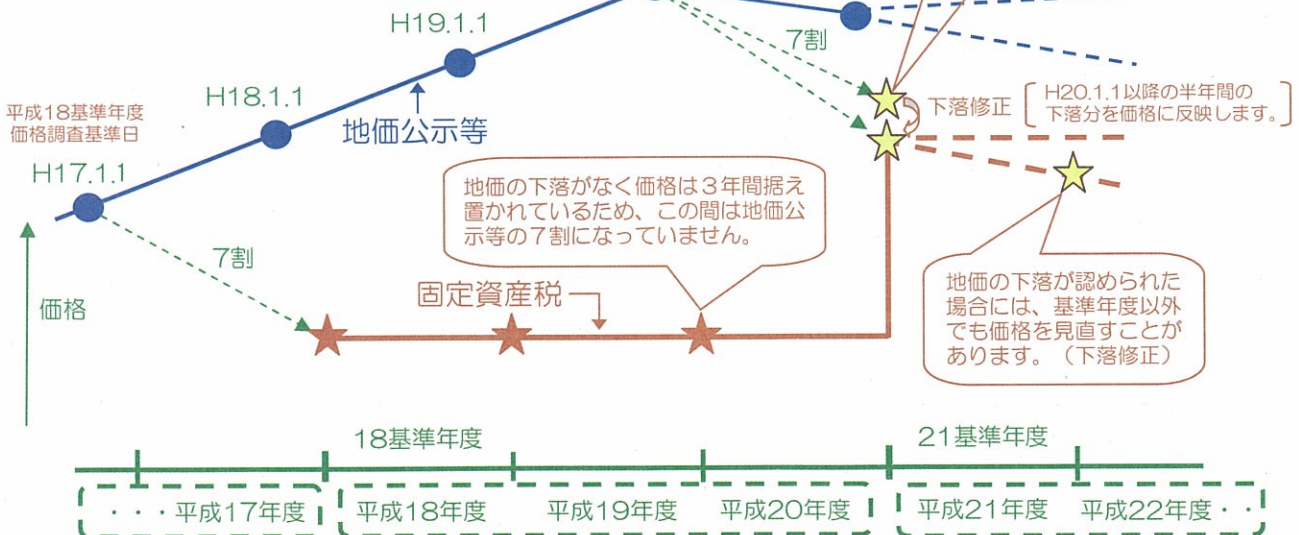


地価公示価格と固定資産税価格

地価公示等の価格は毎年発表されます。東京都23区では、平成18～20年まで地価が大幅に上昇したことにより、地価公示価格等もそれに伴って、毎年大幅に上がりました。

平成21基準年度
価格調査基準日
H20.1.1

資産価格の変動に対応するため、評価替えにより、価格を見直します。



評価替えは、資産価格の変動に対応するため、評価額を適正かつ均衡のとれた価格に見直す制度です。